いまきいれ総合病院　奨学金貸与規程

第１条　この規程は将来当院に就職を希望する者が看護師の資格を得るため、学校に在学あるいは入学した者に対し、修学に必要な奨学金を貸与することを目的とする。

第２条　奨学金は、心身健全、成績優秀で将来有能な看護師になると認められる者で次に該当する者に対し、貸与するものとする。
１．学校に在学または入学が決定した者で、卒業後看護師として当院に勤務できる者。

第３条　応募者は次の書類を提出するものとする。
１．履歴書
２．調査書（成績証明書）
※社会人経験のある方は最終学歴

◎ 最終審査に合格した方については下記３、４、５を提出
３．奨学金貸与申請書・誓約書
４．診断書（学校で実施される集団検診の内容でも可）
５．連帯保証人２名印鑑証明書（各１通）

※ 奨学金の応募書類に記載された個人情報は本規程のために利用され、その他の目的には利用されません。

第４条　応募者に対して当院は書類審査を行い、書類選考通過した場合に本人、保護者（保証人）と面接し、合格者に奨学金を貸与する。入学生は４月分より、在学者は合格の月より貸与とする。

第５条　奨学金の貸与金額、貸与（振込）時期については次のとおりとする。
１．学生に対する奨学金は、原則１ヵ月　５万円とする。
２．貸与（振込）時期については、毎月２５日までに学校・学園を通し、奨学生に貸与するものとする。但し、個別で貸与申請した者については、申請時に記載した指定口座に振込み、貸与するものとする。

第６条　奨学生は卒業後、直ちに正看護師を取得し、次に定める期間を勤務した場合、奨学金の返還を全額免除する。

１．専門課程（４～５年目）で在学２ヶ年分貸与する場合

４月１日入職以後、満２年

２．看護専門学校、大学等で在学３ヶ年または４ヶ年分貸与する場合

４月１日入職以後、満３年または満４年

３．５年一貫課程で在学５ヶ年分貸与する場合

４月１日入職以後、満５年

４．在学途中から貸与する場合

４月１日入職以後、貸与期間

第７条　奨学生のうち、国家試験不合格につき正看護師未取得の場合、在学中に貸与された奨学金の全額を期日までに返還しなければならない。また、採用内定も取消とする。

第８条　入職後、第６条に定める期間勤務しなかったときは、原則として在学中に貸与された奨学金の全額を退職日までに返還しなければならない。
※試用期間満了（6ヶ月）により本採用されなかった場合も含む。

第９条　入職後の給与・賞与・退職金等は、奨学金貸与者も他の者も一切変わらないものとする。

第10条　奨学生が健康上などの理由により当院に不採用のとき、または卒業後直ちに当院に勤務しなかったときは貸与された奨学金の全額を１ヶ月以内に返還しなければならない。

第11条　奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、学校長の意見を徴して、奨学生としての資格を取り消すものとする。
１．留年または退学したとき
２．学校成績又は、性行が不良となったとき
３．卒業の見込みがないとき
４．長期欠席、休学、死亡したとき
５．その他奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき

第12条　奨学生は前条によりその資格を失った時は、それまでに受けた奨学金の全額を１ヶ月以内に返還しなければならない。

第13条　学校長は当院奨学生が第11条のいずれかに該当したときは、直ちに当院院長に連絡するものとする。

第14条　連帯保証人は２名とし、うち１名は保護者、他１名は独立の生計を営む第三者とする。

第15条　連帯保証人は該当生徒が第７条、第８条、第１０条にもとづき奨学金を返還しなければならない場合、本人が返還に応じない時は、代わってすみやかに返還しなければならない。

第16条　連帯保証人が死亡、転居等移動を生じたときは、遅滞なく必要書類（戸籍謄本又は住民票）をもって当院に届けなければならない。連帯保証人が死亡したときは、新連帯保証人をすみやかに当院に届けなければならない。

第17条　誓約書の連帯保証人２名は自筆で記入・署名・捺印し、印鑑証明書を各１通添付すること。

令和4年4月1日作成